

（午後3時25分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、13番 樽井君。

〔13番（樽井豪男君）登壇〕

○13番（樽井豪男君）それでは、早速、通告に従い一般質問をしたいと思います。

まず一点目、隅田方面のコミュニティバス運行について。これは、停留所の水源地前から芋生間は路線バスが運行されています。だから、その分がコミュニティバスが運行されていません。地域の方が市民病院に行くにも、橋本駅まで行くか、隅田の小学校前まで行って乗りかえるか、ということしかできません。そういった意味で、非常に苦労しております。路線バスと共用できるような方法はないか、検討していただきたいと思えます。

2番目、空き家対策について。空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、また、特定空家等に対する措置のガイドラインが5月26日、国土交通省から示されました。今後の市の体制と対策のお考えは。

①現在の空き家状況は把握しているか。

②特定空家認定の担当課は。

③都市計画での対策の考えは。主にこれは道路関係でございます。

④特定空家以外の空き家所有者との協議はなされるのか。

大項目3番、ワンコインサービスの進捗について。介護保険法が改正され、生活支援サービス等を取り組みたいと昨年9月の一般質問でご答弁がありましたが、いつ頃から着手するのか、具体的に示していただきたいと思

います。

簡潔な答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）13番 樽井君の質問項目1、隅田方面へのコミュニティバス運行に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）本市のコミュニティバスについては、昨年4月に運行を開始した北ルートを含め、4ルート、各ルート6便の運行を行っています。

議員おただしの隅田方面については、東ルートが対象となります。左回りの場合ですと、車庫前から恋野・隅田方面を経て、市民病院を経由し、小原田、橋本駅東口、車庫前のルートです。国道24号は南海りんかんバス真土線、山内線が運行されており、コミュニティバスの運行ルートには入っていません。

コミュニティバスの導入に関しては、国土交通省から示されている「コミュニティバス導入に関するガイドライン」の要件を満たす必要があります。ガイドラインには、コミュニティバスは、自立運営を基本とする路線バスを補完するもので、路線バスとの整合性に十分留意し、路線や区域については実質的に競合することのないよう検討する必要があることが示されており、これらのもと、地域公共交通が一体となって当該地域の交通ネットワークを形成することとされています。

隅田方面の路線バスは市民病院へ運行していないため、他の交通機関に乗りかえる必要があります。以前より該当地域の皆さまから、他の地域に比べ通院等に不便である旨のご意見をいただいています。

市としましては、今後のコミュニティバスが効率的で持続可能な交通手段をめざすために、平成29年4月をめどにコミュニティバス全ルートの見直しを計画しており、その中で検討をしていきたいと考えます。

○議長（中本正人君）13番 樽井君、再質問ありますか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）当然、路線バスが走っておるということで、非常に困難であるとはよくわかっております。

その中で、今現在、路線バスと共有している区間というのは、やはり何箇所かあると思います。それもいたし方なくそういった公共バスと共用しながら区間が数箇所あると認識しております。水源地から芋生まで、この間につきましては、この路線図の中で空白地帯というんですか、ちょうど国道24号の北、南というのは、ほとんどコミュニティバスが走れない状況というたらいいんですか、そんな状況になっています。

そのほかの地域は、国道から北、南というのはコミュニティバスも走っておって、それが何とか乗り継いででも行ける。しかし、この間につきましては、何もコミュニティバスが走れない状態というか、そういうことで、この地図を見たらよくわかります。

その中で、一つの考えとして、この橋本駅から隅田方面の路線バスについては、ほとんど朝の早い時間帯、病院に行きたくてもその時間帯は通学バスで、ドル箱と言ったらおかしいんですけども、かなりの生徒が乗っております。そんな関係で、極端に言うたら、その通学時間帯を除いた中でコミュニティバスを走らせられないか。

また、もう一つは、路線バスが、今、山内まで行っておるんですけども、それを、ちょっと料金がかかりますけども、市民病院まで

行くとかという、路線バスサイドもいろんな考えをしていただいて、できるだけそういう、時間に制約されなくて市民病院まで路線バスで行けるという方法というの、また構築できるんじゃないかと思うんですけども、橋本駅に行けば、特に市民病院は7時半から1時間ごとに送迎のバスが出ております。それを利用するには、路線バスに乗って橋本駅に行く。妻地域でしたら結構近いんですけども、上兵庫、下兵庫、そのあたりになれば、路線バスに乗ってどっちかに行かな市民病院には行けないという状況でございます。

そういった中で、もっと共有の仕方、今、部長が言われた平成29年度でいろいろな検討をしていきたいと言っておるんですけども、こういった国道24号の中でも、全然北も南もコミュニティバスが走ってない区間とかは、どのような位置付けにするのか、今現在の少しでも考えがあるのならばお聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）最初のご質問の、競合区間の件でございますけども、東ルートでは、隅田小学校前から山内、平野の1箇所、中ルートでは、城山台南から市民病院前の1箇所、北ルートでは、紀見ヶ丘南から林間田園都市駅及び林間田園都市駅から紀見ヶ丘南の2箇所、全ルートで、橋本駅前から車庫前の1箇所、この合計5箇所の競合区間が存在しております。

これらの競合区間のうち、北ルートを除くルートにつきましては、市民病院への循環バスの目的もありまして、路線バス事業者と十分な協議の結果、運行されているところです。

北ルートの競合区間につきましては、路線バスと完全競合しているために、暫定運行となっており、競合区間の回避、運賃格差の是正が必要となっているところです。

そこで、隅田地区の方のコミュニティバスを走らす件でございますけども、通学時以外にコミュニティバスを走らせられないかというおたただしだと思っておりますけども、それにつきましては、やはり路線バスの事業者と十分な協議をしないと、運行ができるかどうかという判断ができませんので、それについても公共交通のネットワーク協議会において、一つの課題として検討してまいりたいと思っております。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）ぜひとも、今回この答弁の中で、課題として取り上げたいと言われますけども、それでネットワークの、その会議の中で、本当にそういった課題として認識して出していただけるんか。それは間違いのないということでございますか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）樽井議員以外の議員にも指摘されております中学校の統廃合の関係のバスの見直し、それから、今の隅田地区のバスの見直し、これにつきましても、ネットワーク協議会のほうで検討させてもらいたいと考えます。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）できるだけいろんな方法を模索していただいて、これから高齢化社会、どんどん進んでますので、駅に行くにしても、どこに行くにしても、非常に不便しておる。一番ええのは、ほかの、この地図の中では非常に広い道がまあまああるんですけども、対向できる。この隅田、妻から芋生間というのは、やはり旧大和街道、伊勢街道ですかね、非常に狭隘で、対向もできないというのが、それはよくわかっております。それも重々承知なんですけども、やはり、これだけの区間の中で全然救いが無いというのが、ほかの地域から比べたら非常に寂しい。何とか

していただきたいということで、この29年度の会議には非常に期待をしております。ひとつよろしく願いいたします。

以上で一つ目、終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、空き家対策に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）空き家対策についての一点目、現在の空き家状況は把握しているのか、についてお答えします。

市では、これまで独自に市内全域を対象とした空き家調査は実施していないため、空き家等の数及び所有者等は現時点においては把握していませんが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本市では現在、橋本市空家等対策検討委員会を設置し、空き家等の調査及び対策等の内容について、関係各課による検討を進めているところです。

なお、平成25年度の総務省による住宅・土地統計調査によると、橋本市には2万2,850戸の住宅があり、そのうち、売却、賃貸用住宅の空室や別荘的な住宅も含め、4,100戸の空き家があるとの推計値が示されています。

二点目の、特定空家認定の担当課は、についてお答えします。

特定空家等の認定の担当課は、建設部建築住宅課になると考えています。

三点目の、都市計画としての対策については、空き家の周囲に4mに満たない狭隘市道が隣接している場合についてのご質問と考えますので、このことについて答弁をさせていただきます。

特定空家等の除去の際に、隣接する狭隘道路対策として、例えば、道路用地の確保や道路整備の実施などの取り組みが考えられますが、基本的に用地は市への無償提供をお願い

することになるなど問題や課題点も多く、今後の研究課題と考えます。

四点目に、特定空家以外の空き家所有者との協議は、についてお答えします。

空き家といえども個人の財産であり、所有者等が自らの責任により的確に対応していただくことが前提になります。

今後、空き家等に起因し、保安・衛生・景観等で、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等の新たな発生を抑制するためにも、所有者の方々に対して、市ホームページや広報等による空き家等に対する措置の周知や適正管理の意識向上のための啓発活動等が重要であると考えています。

さらには、所有者側の諸事情に対する相談窓口の設置など、対策推進に向けた検討が必要であると考えています。

○議長（中本正人君）13番 樽井君、再質問ありますか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）それでは、1番、約4,000戸ほどと言われたのかな。それでは、1番と2番との絡みで再質問をいたします。

先ほど、推定空き家が約4,000戸ほどあるという中で、言えへんだかな。多分そのぐらいあると思います。総務省が全国で820万戸という中で、それで割り出してたら約4,000ちょっとぐらいになると思うんですけども、それを、担当課が建築住宅課ということで、調べるにあたって、今の人員で約4,000戸前後の建物の調査というのは、非常に仕事を抱えながら難しいと思うんですけども、その場合、いろんな部署を越えて、これは技術屋にお願いせなあかんのか、いや、事務屋で調査できるものか、いろんなやり方があると思うんですけども、特に、特定空家にする場合は、まず、危険度判定がどういうものかというのを認識すれば、事務屋でも何も問題がないとは思わ

ずです。

俗に言う、家の傾きが20分の1、特に高さ3mでしたら15cmが傾いていれば、特定空家の認定ができるのかという、恐らくガイドラインでそのようになっておると思うんですけども、そういった技術屋以外にでも、内部で危険度判定みたいなやり方があるんですけども、そういったものを、マニュアルみたいなものをこしらえて、職員も忙しいので、住宅課だけじゃなしに、いろんな可能な課で調べに入るとか、そうしなければ、この4,000戸前後というのが調査できないとは思いますが。そこらあたりのお考えはどうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）お答えします。

先ほど申しましたように、橋本市で内部の検討委員会で検討中でございますけども、その中では、各部局間の調整でありますとか、市の方針決定、それから推進に必要な事項について処理をしていくということが、その委員会の目的でございます。

ただ今、議員のほうからお話ありましたように、調査というのはかなりのボリュームになるかと思うので、その方法でありますとか、あるいは調査の判定基準、ガイドラインは出ましたですけども、その判定基準の詳細についての検討についても、この委員会の中で行うようになってございます。

一応、委員会の中では、建築住宅課というのは処務の主管課というふうになっておるわけでございますけれども、一応メンバーといえますか、委員の中では、関係の部課の課長なども組織員として参加をしておりますので、そういった連携と協力のもとで、今後そういった調査、それから認定等についての、こういったやり方がいいのかということについての検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）といいますのは、やはりその担当課が決まれば、空き家という名前がつけば全てここという、皆、割と職員間でも認識があるんです。私も経験上の話ですけども。やはり、いざとなればなかなか動いてくれません。それは、そういう動く体制をきっちりこしらえて、まず調査をきっちり行うというのが必要ではないかと思えます。それはぜひお願いしたいと思えます。

それと、三点目の、都市計画での対策の考えはというのは、今、都市計画、この空き家が非常に狭いところで建っておる中で、こぶちに行かなあかんとか、非常に費用もかかってくるんじゃないかとは思えます。

その中で、もしこぶつていただいたら、建築基準法のセットバックの用地を買い取ったら一番ええんですけども、買い取るか、それを無償提供していただいて、それだけの用地測量も行い、登記までするというやり方もあると思うんですけども、その寄附していただいた場合の用地についての対策というのは、細かく言えば、今現在やっておる対策もあると思うんですけども、どういう方法があるか教えていただきたいと思えます。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）現状におきましても、狹隘道路のところで、例えばセットバックなどをした場合に、なかなか市のほうから積極的な動きというのは、現状としてはとれてないわけでございますけれども、土地所有者の方から寄附等のそういった申し出があった場合におきましては、現状としては境界明示とか、登記の手續きとか、一定、拡張した分についての整備等をやっていた上で、移管等を受けているという実態がございます。

今後、この空き家の対策を行うことによりまして、そういった寄附等の部分についての数等も増加してくるということが考えられる

わけでございますけれども、ただ、この狹隘道路のそういった道路対策ということになりますと、やはり、それを効率的に進めていくということになりますと、あいたところから次々と、ということになかなかなりません、やはり市内におきましても、そういった狹隘道路の拡張を整備するような、そういった区域を設定するとかいうような形で、当然、そこには費用等も発生するわけでございますので、そういった部分も含めまして、一応整理していくということで、今後の検討課題かなというふうに考えております。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）もう一つ、多分寄附していただいた土地については、減免の措置をされていると思うんですけども、その認識でよろしいですね。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）そういった形で処理をさせていただいたところについては、一応、減免措置をしております。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）この際、できるだけ、寄附というのは非常に難しいと思うんですけども、やはりその方も、その面積分減れば、特定空家になった場合の固定資産税というのは、減免じゃないですけども減ってくるという単純な考えで言わしてもうたんですけども、再度、認識といたしまして、特定空家とそれ以外の空き家について、固定資産税の減免は、皆さんご承知と思うんですけども、俗に言う、今、これだけテレビでニュースして、特定空家では固定資産税の減免、6分の1がのうなりますよとか、自分が空き家持っているというだけで、それだけ非常に税金にはシビアになっていると思うんですけども、その特定空家と認定以外の空き家の固定資産税の減免についてのお考え、再度この場でお聞きし

たいと思います。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）住宅用地の特例措置の内容でございますけども、住宅用地は面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されています。

200㎡以下の住宅用地を小規模住宅用地といい、固定資産税の課税標準額について、価格の6分の1の額とする特例措置があります。また、都市計画税は3分の1の額になっています。

それから、小規模住宅用地を超える分の住宅用地を一般住宅用地といいまして、一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があり、都市計画税では3分の2の額となっております。

空家対策の特別措置法の勧告の対象となった場合は、この特例措置から除外するというふうになります。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）勧告以外は従前のままという認識でよろしいですね。勧告されてない建物、空き家4,000軒あって10軒、細かい話、そういうことでよろしいですね。空き家持っておって、非常に危なくないとなれば、従前のように減免をされるという考えでよろしいですね。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）そのとおりでございます。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）ちょっと細かい、わかり切った質問をさせていただきました。

この施策の概要として、特別措置法で空き家対策の計画の策定、また所在や所有者の調査、固定資産税の情報の内部利用、それに伴ってデータベースの整備、それと、適切な管理の促進、有効活用ということの特別措置法

の概要が示されております。

先ほども、人口が非常に減ってくる問題の中で、定住促進のためにも空き家の活用方を十分すべきじゃないか。あいたところをあきつ放しで置くじゃなしに、外から来た人に住んでいただくとかというPRも兼ねた中で、空き家バンクとか、そういったものの設置、また、地域住民にその空き家の家主にちょっと開放していただいて、そこを地域住民で何かに活用するとか、という方法を、今回ちょうどいい空き家の調査も入りますので、それだけははっきりするんじゃないかと思っておりますので、できるだけ空き家をなくすためにも、そういった空き家バンク等、何でもいいんですけども、こういった空き家ある中で、まだ買いたいよとか、学校に近いんでとか、いろんなあると思うんですけども、そういった施策というのはお考えになっておられるか、今後の課題として、その会議の中で取り扱うのか、そのあたりはどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）利活用可能な空き家の有効利用を推進することで、今、議員おただしの地域の活性化ですとか、定住促進に貢献できると、つながっていくと思っております。さらに、先ほど建設部長も答弁しましたように、空き家の適正管理、それから、特定空家の新たな発生を抑制していくということもできると思っております。

そのためには、改修費の補助制度もやっぱりセットで考えていかなければならないと考えてございまして、これらの検討も含めて、空き家の利活用の今後の検討を、現在、空家等の対策検討委員会のほうで進めていくということにしておりますので、ご理解のほど、お願いします。

○議長（中本正人君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）質問以上に、なおかつ

前向きなご答弁いただき、ありがとうございます。

これで、空き家対策については終わります。

3番目、お願いします。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、ワンコインサービスの進捗に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）ワンコインサービスの進捗についてお答えします。

昨年9月以降、公益社団法人橋本市シルバー人材センターとワンコインサービス実施について協議を行っています。当該センターとしては、直ちに実施することは困難な状況であるが、実施に向け研究したいということです。

また、介護保険法改正に伴い、地域包括ケアシステムを各自治体の地域性に鑑み構築することとされています。生活上の困りごとの支援が特に必要な一人暮らし、高齢者のみの

世帯は増加傾向にあります。高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実を図り、また、高齢者がその担い手となることで、高齢者自身の介護予防の効果も期待できることから、ワンコインサービスは、まさに適切なサービスであると考えています。

今後も、少子高齢化が進むと思われることから、シルバー人材センター等と定期的に情報交換を行うとともに、引き続き事業実施に向けて協議検討します。本市としては、遅くとも平成28年10月には実施できるように努めてまいります。

○議長（中本正人君）13番 樽井君、再質問ありますか。

13番 樽井君。

○13番(樽井豪男君)ありがとうございます。

それでは、来年の28年の10月、期待しております。

これで一般質問を終わります。

○議長（中本正人君）13番 樽井君の一般質問は終わりました。